

2022年度 (2023年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	185,748	保険契約準備金	1,643,912
現金	0	支払準備金	13,939
預貯金	185,748	責任準備金	1,629,569
コールローン	543	契約者配当準備金	402
金銭の信託	1,213,768	代理店借	2,355
有価証券	394,311	再保険借	25,457
国債	318,518	その他負債	84,322
地方債	1,791	債券貸借取引受入担保金	75,881
社債	303	未払法人税等	5,011
株式	122	未払金	531
外国証券	7,735	未払費用	2,343
その他の証券	65,840	預り金	30
貸付金	2,057	金融派生商品	17
保険約款貸付	2,057	仮受金	508
有形固定資産	26	退職給付引当金	3,398
建物	21	価格変動準備金	5,355
その他の有形固定資産	5		
無形固定資産	2,982	負債の部合計	1,764,802
ソフトウェア	2,982		
その他の無形固定資産	0	(純資産の部)	
代理店貸	72	資本金	56,000
再保険貸	23,870	資本剰余金	46,000
その他資産	2,853	資本準備金	46,000
未収金	794	利益剰余金	△ 19,951
前払費用	619	その他利益剰余金	△ 19,951
未収収益	862	繰越利益剰余金	△ 19,951
預託金	175	株主資本合計	82,048
金融派生商品	396		
仮払金	2	その他有価証券評価差額金	△ 13,306
その他の資産	1	評価・換算差額等合計	△ 13,306
繰延税金資産	7,311		
貸倒引当金	△ 2	純資産の部合計	68,742
資産の部合計	1,833,544	負債及び純資産の部合計	1,833,544

(注)

(1) 有価証券(金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法)によっております。

その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。なお、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。

(2) 責任準備金対応債券(金銭の信託において信託財産として運用している責任準備金対応債券を含む)に係るリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。

保険商品の特性に応じて小区分を設定し、金利リスクを適切に管理するために、各小区分を踏まえた資産運用方針を策定しております。また、責任準備金と責任準備金対応債券のデュレーションが一定幅の中で一致していることを、定期的に検証しております。

なお、小区分は次のとおり設定しております。

- ① 個人保険(対象保険種類の将来支出の一定到達年齢以上部分)
- ② 積立利率型個人保険
- ③ 積立利率型定額年金保険

ただし、一部保険種類及び一部給付部分を除く。

(3) デリバティブ取引(金銭の信託において信託財産として運用しているデリバティブ取引を含む)の評価は時価法によっております。

(4) 有形固定資産の減価償却の方法は、建物については定額法により、建物以外については定率法により行っております。

(5) 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。

(6) 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額した金額はありません。

- (7) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。

退職給付債務並びに退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	発生年度に全額を費用処理
過去勤務費用の処理年数	発生年度に全額を費用処理

- (8) 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定に基づき算出した額を計上しております。
- (9) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産にかかる控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。
- (10) 保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 2 号に基づき、責任準備金に積み立てております。

- (11) 保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第 117 条及び保険業法施行規則第 72 条に基づき、期末時点において支払義務が発生しているもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

- (12) 再保険収入は、再保険協約書に基づいて受領する保険金等を、元受保険契約に係る保険金等の支払時等に計上しております。

再保険料は、再保険協約書に基づいて支払う保険料等を、元受保険契約に係る保険料の収納時又は当該協約書の締結時等に計上しております。

なお、修正共同保険式再保険については、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る新契約費相当額の一部として受け取る額を、再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険貸に計上し、再保険契約期間にわたって償却しております。

また、再保険に付した部分に相当する一部の責任準備金及び支払備金は、保険業法施行規則第 71 条第 1 項及び同規則第 73 条第 3 項に基づき不積立としております。

- (13) 既契約である一時払終身保険契約の一部を共同保険式再保険に出再しております。

当該再保険取引にかかる影響額は、次のとおりであります。

- ・ 責任準備金戻入額 175,760 百万円
- ・ 再保険料 149,844 百万円

- (14) 責任準備金は、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第 116 条第 1 項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第 4 条第 2 項第 4 号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の①から③の方式により計算しております。ただし、変額個人年金保険の責任準備金は、平成 8 年大蔵省告示第 48 号に定める標準的方式により計算しております。

- ① 標準責任準備金の対象契約（条件変更を受けた契約を除く）については、金融庁長官が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）
- ② 標準責任準備金の対象とならない契約（条件変更を受けた契約を除く）については、平準純保険料式
- ③ 条件変更を受けた契約については、変更後の条件に従った計算基礎及び保険料払込年数をチルメル期間としたチルメル式の返戻金の額に基づき、平成 8 年大蔵省告示第 48 号に定める方式に準じた平準純保険料式

なお、責任準備金については、保険業法第 121 条第 1 項及び保険業法施行規則第 80 条に基づき、毎決

算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 3 号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

- (15) 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間（5年）に基づく定額法により行っております。
- (16) 株式会社T&Dホールディングスを通算親会社として、グループ通算制度を適用しております。
- (17) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響は軽微であります。
- (18) 重要な会計上の見積りに関する事項は次のとおりであります。

① 責任準備金

イ. 当事業年度の計算書類に計上した額

(単位：百万円)

	当事業年度
責任準備金	1,629,569
責任準備金戻入額	233,119

ロ. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

i. 算出方法

「貸借対照表注記（14）」に記載のとおりであります。

ii. 主要な仮定及び翌事業年度の計算書類に与える影響

保険料及び責任準備金の算出方法書に記載された計算前提（予定発生率・予定利率等の基礎率）が、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、保険業法施行規則第 69 条第 5 項に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。

② 固定資産の減損

イ. 当事業年度の計算書類に計上した額

(単位：百万円)

	当事業年度
減損損失	-

ロ. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

i. 算出方法

保険営業等の用に供している固定資産について、保険営業等全体で1つの資産グループとしております。

減損の兆候がある場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った際に減損損失を認識し、帳簿価額から回収可能価額（割引後の将来キャッシュ・フローと正味売却価額のいずれか大きい方）を控除した額を当期の損失として計上しております。

ii. 主要な仮定及び翌事業年度の計算書類に与える影響

減損の認識の判定に用いる割引前将来キャッシュ・フローの主要な仮定は、中期計画等に基づく保険営業活動から生じる損益を使用しております。

主要な仮定である保険営業活動から生じる損益が悪化し、割引前将来キャッシュ・フローが変動した場合、減損損失を計上する可能性があります。

- (19) 金融商品の状況及び時価等に関する事項については、次のとおりであります。

① 金融商品の状況に関する事項

イ. 金融商品に対する取組方針

当社は、金融機関等代理店チャネルを通じた生命保険販売に特化した生命保険会社です。保険料として收受した金銭等を有価証券等の金融資産にて運用しております。資産運用に際しては、負債

特性やリスク許容度を考慮し、確定利付資産によるキャッシュ・フロー・マッチングを主体としたポートフォリオの構築を通じて、金利リスクを抑制する方針としています。

デリバティブ取引は、現物の確定利付資産によるキャッシュ・フロー・マッチングを代替すること、及び、変額個人年金保険に係る最低保証リスクをヘッジすることを目的として利用しております。

ロ. 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は、有価証券、金銭の信託及び貸付金であります。

一般勘定における有価証券（金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の種類は、主に国内公社債及び外国公社債であり、安定的な収益確保、流動性確保等を目的に保有しており、金利等の相場変動による市場リスク及び流動性リスクに晒されております。

特別勘定における有価証券の種類は、主に投資信託であり、変額保険および変額個人年金保険の主たる投資対象として保有しております。特別勘定の資産に係る市場リスク等は基本的に保険契約者に帰属することになりますが、変額個人年金保険契約のうち最低保証を付している部分は、一部そのリスク（最低保証リスク）が当社に帰属しております。

デリバティブ取引は、変額個人年金保険に係る最低保証リスクの軽減のため、その対象となる特別勘定内における現物資産の一定割合以上の価格下落によるリスクをヘッジする目的で、金銭の信託内においてオプション取引を行っております。

貸付金は、保険契約者に対する保険約款貸付ではありますが、解約返戻金の範囲内で行っており、信用リスクは僅少であります。

ハ. 金融商品に係るリスク管理体制

i. 全般的なリスク管理体制

当社では、生命保険事業の社会公共性等に鑑み、経営の健全性及び適切性を確保するため、リスクを的確に把握管理していくことを経営の重要課題のひとつとして位置づけ、株式会社T&Dホールディングスが策定した「グループリスク管理基本方針」に準拠した「リスク管理基本方針」を制定し、各種リスクを統括管理するためのリスク管理体制を整備しております。

組織面では、リスク管理に関する一元的な体制の確立やリスク管理の徹底を期することを目的としてリスク統括会議を設置するとともに、リスクを統合的に管理するため、リスク統括部門として業務執行部門から独立したリスク管理部の設置、資産運用部門の投融资執行と事務管理の権限の分離、内部監査部による内部監査の実施など、内部牽制が働く体制としております。

また、ALM委員会を設置し、資産・負債に関わる収益及びリスクの総合管理（ALM）を適切に実施しております。

ii. 市場リスクの管理

「市場リスク管理方針」及び「市場リスク管理規程」に基づき、バリュー・アット・リスク（VaR）による予想損失額を測定するなど市場リスクの把握・分析を行っております。

iii. 信用リスクの管理

「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理規程」に基づき、個別取引ごとに、事前の厳正な審査及び事後のフォローを実施するとともに、極度な与信集中を回避するための与信枠の設定、与信先の信用ランクをもとに予想損失額を測定するなど信用リスクの把握・分析を行っております。

iv. 流動性リスクの管理

「流動性リスク管理方針」及び「流動性リスク管理規程」に基づき、市場の混乱等に備えるために、一定期間内に現金化が可能な資産を確保するなど、流動性リスクの未然防止・軽減を図っております。

ニ. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

② 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における金融商品の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注）参照）。

また、現金及び預貯金、コールローン、債券貸借取引受入担保金等は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
イ. 金銭の信託	1,213,768	1,174,024	△ 39,744
i 運用目的	4,710	4,710	—
ii 満期保有目的	30,485	29,040	△ 1,444
iii 責任準備金対応	929,828	891,528	△ 38,299
iv その他	248,745	248,745	—
ロ. 有価証券	394,189	424,043	29,854
i 売買目的有価証券	57,704	57,704	—
ii 満期保有目的の債券	164,783	181,258	16,475
iii 責任準備金対応債券	137,009	150,388	13,378
iv その他有価証券	34,691	34,691	—
ハ. 貸付金	2,057	2,445	387
保険約款貸付	2,057	—	—
貸倒引当金(*1)	△ 0	—	—
資産計	1,610,015	1,600,513	△ 9,502
金融派生商品(*2)			
ヘッジ会計が適用されてい ないもの	378	378	—
金融派生商品計	378	378	—

(*1) 貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「ロ. 有価証券 iv その他有価証券」には含めておりません。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*)	122
合計	122

(*) 非上場株式については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

③ 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

イ. 時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	4,599	248,855	—	253,455
運用目的	4,599	110	—	4,710
その他	—	248,745	—	248,745
有価証券	22,655	69,740	—	92,396
売買目的有価証券	—	57,704	—	57,704
外国証券	—	37	—	37
外国その他の証券	—	37	—	37
その他の証券	—	57,667	—	57,667
その他の有価証券	22,655	12,035	—	34,691
公社債	20,041	2,094	—	22,135
国債	20,041	—	—	20,041
地方債	—	1,791	—	1,791
社債	—	303	—	303
外国証券	2,614	1,768	—	4,382
外国公社債	2,614	1,768	—	4,382
その他の証券	—	8,173	—	8,173
金融派生商品	—	396	—	396
通貨関連	—	396	—	396
資産計	27,255	318,992	—	346,247
金融派生商品	—	17	—	17
通貨関連	—	17	—	17
負債計	—	17	—	17

ロ. 時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	920,569	—	—	920,569
満期保有目的	29,040	—	—	29,040
責任準備金対応	891,528	—	—	891,528
有価証券	331,647	—	—	331,647
満期保有目的の債券	181,258	—	—	181,258
公社債	181,258	—	—	181,258
国債	181,258	—	—	181,258
責任準備金対応債券	150,388	—	—	150,388
公社債	147,130	—	—	147,130
国債	147,130	—	—	147,130
外国証券	3,257	—	—	3,257
外国公社債	3,257	—	—	3,257
貸付金	—	—	2,445	2,445
保険約款貸付	—	—	2,445	2,445
資産計	1,252,216	—	2,445	1,254,662

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

主として有価証券で運用する金銭の信託は有価証券と同様な方法により算定した価額をもって時価としており、構成物のレベルに基づき時価を分類しております。

また、上記以外に、金銭の信託内において為替予約取引、通貨オプション取引及び株価指数オプション取引を利用しております。

為替予約取引は、先物為替相場等を使用しており、レベル2の時価に分類しております。

通貨オプション取引及び株価指数オプション取引については、市場における相場価格又は観察可能な市場データに基づき算定された価格等を時価としており、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

有価証券

債券は観察可能な取引価格等を時価としており、活発な市場における無調整の取引価格等を利用できるものはレベル1、観察可能な取引価格等を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。

また、投資信託は市場における相場価格又は業界団体や投資信託委託会社が公表する基準価額等を時価としており、活発な市場における無調整の取引価格等を利用できるものはレベル1、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

貸付金

保険約款貸付は、過去の実績に基づく返済率から生成した将来キャッシュ・フローを、リスク・フリー・レートで割引いて時価を算定しており、観察できないインプットを用いていることからレベル3の時価に分類しております。

金融派生商品

為替予約取引は、先物為替相場等を使用しており、レベル2の時価に分類しております。

(20) 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、132,201百万円であります。

(21) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、25百万円であります。

なお、それぞれの内訳は次のとおりであります。

① 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は13百万円であります。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

② 債権のうち、危険債権額はありません。

なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

③ 債権のうち、三月以上延滞債権額は11百万円であります。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。

④ 債権のうち、貸付条件緩和債権額はありません。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないものであります。

(22) 有形固定資産の減価償却累計額は81百万円であります。

(23) 特別勘定の資産の額は60,864百万円であります。なお負債の額も同額であります。

(24) 関係会社に対する金銭債権の総額は61百万円、金銭債務の総額は112百万円であります。

(25) 繰延税金資産の総額は、10,901百万円、繰延税金負債の総額は、2,473百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、1,115百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金5,001百万円、保険契約準備金1,985百万円、価格変動準備金1,498百万円、退職給付引当金950百万円であります。

繰延税金資産から評価性引当額として控除された額のうち、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額は324百万円、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額は791百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、為替差損益2,473百万円であります。

繰延税金資産から評価性引当額として控除された額の主な変動の理由は、税務上の繰越欠損金の減少であります。

税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額は次の通りであります。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※)	—	—	—	—	—	324	324
評価性引当額	—	—	—	—	—	△ 324	△ 324
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、地方税（住民税）にかかる法定実効税率を乗じた額であります。

(26) 当事業年度における法定実効税率は27.97%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異△4.76%の主な内訳は、評価性引当額△4.88%であります。

(27) 当社は、当事業年度から、株式会社T&Dホールディングスを通算親会社として、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(28) 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	430百万円
当事業年度契約者配当金支払額	28百万円
利息による増加等	0百万円
契約者配当準備金繰入額	0百万円
当事業年度末現在高	402百万円

(29) 担保に供している資産の額は、有価証券（国債）128,885百万円、有価証券（外国証券）3,316百万円
であります。

また、担保付債務の額は、債券貸借取引受入担保金75,881百万円であります。

なお、上記有価証券は、現金担保付有価証券貸借取引により差し入れた有価証券67,043百万円、及び
有価証券担保付有価証券貸借取引により差し入れた有価証券65,158百万円であります。

(30) 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分
に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という）の金額は3百万円であり、同規則第71条第1項に規
定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という）の金額は745,161
百万円であります。

(31) 1株当たりの純資産額は42,963円79銭であります。

(32) 平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の当事業年度
末残高は22,445百万円であります。

(33) 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。

① 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。

② 確定給付制度

イ. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	3,734百万円
勤務費用	47百万円
利息費用	8百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△ 42百万円
退職給付の支払額	350百万円
過去勤務費用の当期発生額	—
その他	—
期末における退職給付債務	<u>3,398百万円</u>

ロ. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

当社は年金資産を有しておりません。

ハ. 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	—
年金資産	—
	<u>—</u>
非積立型制度の退職給付債務	3,398百万円
未認識数理計算上の差異	—
未認識過去勤務費用	—
その他	—
退職給付引当金	<u>3,398百万円</u>

ニ. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	47百万円
利息費用	8百万円
期待運用収益	—
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 42百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	—
その他	—
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>14百万円</u>

ホ. 年金資産の主な内訳

当社は年金資産を有しておりません。

ヘ. 長期期待運用収益率の設定方法

当社は年金資産を有しておりません。

ト. 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりであります。

なお、割引率は加重平均による率を記載しております。

割引率	0.38%
長期期待運用収益率	—

③ 確定拠出制度

当社は確定拠出制度を設定しておりません。

2022年度

〔 2022年 4月 1日から
2023年 3月31日まで 〕

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	980,991
保険料等収入	714,695
再保険収入	614,755
資産運用収益	99,940
利息及び配当金等収入	28,023
預貯金利息	6,058
有価証券利息・配当金	21
貸付金利息	5,813
その他の利息配当金	64
金銭の信託運用益	158
有価証券売却益	17,885
為替差益	228
貸倒引当金戻入額	3,849
その他の運用収益	1
その他の経常収益	0
年金特約取扱受入金	238,272
責任準備金戻入額	4,766
退職給付引当金戻入額	233,119
その他の経常収益	336
	50
経常費用	969,937
保険金等支払金	928,437
再保険	63,082
年金給付	12,710
解約返戻金	16,164
その他の返戻金	261,541
再保険料	3,462
責任準備金等繰入額	571,475
支払備金繰入額	1,911
契約者配当金積立利息繰入額	1,911
資産運用費用	0
支払利息	3,536
有価証券売却損	3
金融派生商品費用	399
その他の運用費用	2,840
特別勘定資産運用損	144
事業費用	149
その他の経常費用	30,084
保険金据置支払金	5,966
税減価償却費用	37
その他の経常費用	4,741
	952
	234
経常利益	11,054
特別損失	713
固定資産等処分損	82
価格変動準備金繰入額	631
契約者配当準備金繰入額	0
税引前当期純利益	10,340
法人税及び住民税	5,060
法人税等調整額	△ 2,660
法人税等合計	2,399
当期純利益	7,940

(注)

- (1) 関係会社との取引による費用の総額は356百万円であります。
- (2) 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券228百万円であります。
- (3) 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券399百万円であります。
- (4) 支払備金繰入額の計算上、足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は2百万円、責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は537,880百万円であります。
- (5) 金銭の信託運用益には、評価損が28,813百万円含まれております。
- (6) 金融派生商品費用には、評価損が11,803百万円含まれております。
- (7) 1株当たりの当期純利益は4,962円84銭であります。
- (8) 再保険収入には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額18,729百万円を含んでおります。
再保険料には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額23,566百万円を含んでおります。
- (9) 当事業年度における関連当事者との重要な取引はありません。